

## <自力災害復旧事業について>

### 1 自力災害復旧事業の基本的な考え方

農地の維持管理は、土地の所有者等が行うことが原則ですが、集中豪雨（**時間雨量20mm以上、または24時間雨量80mm以上の降雨**）により被災した農地のうち、小規模の被災については、被災した農地の所有者等が自ら復旧した場合につき、下記取扱いのとおりに補助金を交付する事業（**自力災害復旧事業**）があります。

### 2 対象となる農地及び被災状況

対象となる農地 : 現況が農地（田・畑）であって、適正な維持管理のもと、現に耕作している農地及び休耕地等が対象になります。（なお、荒廃による草木など、耕作ができない農地、又は宅地内の菜園については、対象外となります。）

対象となる被災状況 : **土砂（ゴミ）の流入、耕土の流出、及び法面（土手）崩落**

### 3 復旧にあたっての注意事項

復旧の方法は「自力災害復旧」となります。「自力災害復旧」とは、佐久市土地改良事業等補助金交付要綱の規定により、申請に基づき個人が行う農地の災害復旧に要する経費のうち一定額を補助金で交付するものです。なお、「自力災害復旧」には、地権者もしくは耕作者自らが復旧する方法や、業者に依頼する方法などがあります。

#### (1)復旧工法

被災した農地の復旧は原形復旧を基本とします。

- ・土砂（ゴミ）の流入→ 土砂（ゴミ）の撤去
- ・耕土の流出→ 客土（耕土の搬入）、耕作面の整地、及び流出した土砂の撤去
- ・法面（土手）崩落→ ※法面（土手）の復旧、及び崩落した土砂の撤去

**※復旧工法は板柵工や崩落状況に応じて、土羽での復旧や、崩落した土砂の撤去のみでも構いません。**

#### (2)補助金交付の範囲

補助金額は、1筆あたり**復旧費用の10分の9以内**で交付します。

ただし、補助限度額を360,000円とします。

- ・被災した農地について、**区・市への被災報告**がされており、かつ、市職員による被災状況の**調査が完了**している箇所の復旧が対象になります。
- ・被災報告に基づき**調査した部分以外の復旧・改良等は、補助対象外**とします。

#### (3)完了報告書の提出について

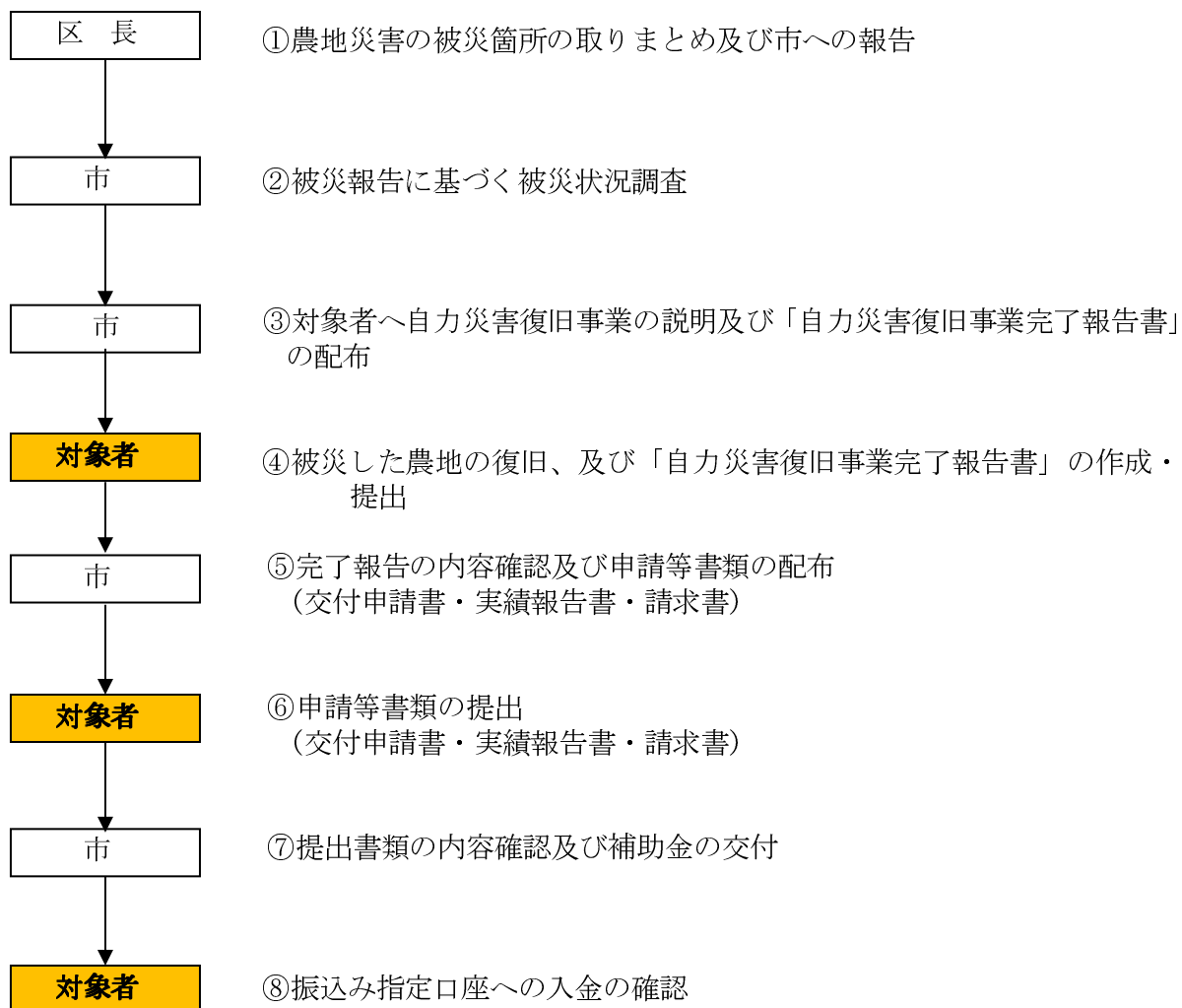
復旧完了後速やかに提出してください。

なお、報告書には被災箇所の**復旧前後の写真**の貼付及び**経費の明細**について記載等（以下参照）が必要になります。

- ・**自己で復旧した場合**→ 復旧にかかった作業時間・作業人数、及び復旧のために購入した資材の費用（**領収書添付**）を報告します。
- ・**業者に依頼した場合**→ 復旧にかかった費用（**領収書添付**）を報告します。

補助金の交付決定から、補助金の支払までの手続きに少なくとも1カ月はかかりますので、できるだけ早い時期に復旧工事をしていただくようお願いします。

#### 4 事務手続きの流れ



#### 5 お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

佐久市 経済部 耕地林務課 農村整備係

TEL: (0267) 62-2111 (内線 466) FAX: (0267) 62-2269